日本教職員組合

、人権教育指針をつくるに当たって

はじめに

- し、「人権教育指針」を策定することを議決しました。を決めるとともに、組織内に「人権教育推進委員会」を設置を決めるとともに、組織内に「人権教育推進委員会」を設置し、「子どもの権利条約早期完全批准」の「日本教職員組合は、一九九〇年六月、高知大会において重要」
- 人権教育を行うにあたっては、その目的が人間の尊厳の尊重がら離れ、反差別の具体的課題を欠いては成り立ちません。し、自他の権利を守ることの大切さを自覚していく教育実践をはなりませんし、教職員は子どもたちとともに人権意識を確立はなりませんし、教職員は子どもたちとともに人権意識を確立はなりませんし、教育のすべての領域においてとりくまれなくて(2)人権教育は、平和・民主教育の重要な柱です。

識の状況にあるかが問われています。 にあるのですからまず私たちが差別問題にかかわってどんな認

をもっていることは否めない事実です。
覚がまず問われるわけですが、そのことについて教職員は弱さ覚がまず問われるわけですが、そのことについて教職員は弱さ

にもそれはいえます。たとえば部落解放をめざす「同和」教育について考えたとき

「同和対策 審議会」答申(一九六五年)は、「(部落 問題「同和対策 審議会」答申(一九六五年)は、「(部落)問題のよっとも深刻にして重大な社会問題である」「(部落)問題の早急な解決とそ国の責務であり、同時に国民的課題である」として、部落問題の性格を明確に述べ、その解決への努力を呼びして、部落問題の性格を明確に述べ、その解決への努力を呼びして、部落問題の性格を明確に述べ、その解決への努力を呼びして、部落問題の性格を明確に述べ、その解決への努力を呼びして、部落問題のでした。

校における教育課題となっていない現実があります。しかし、それがすべての教職員の課題とならず、すべての学

THE DESIGNATION OF THE PROPERTY OF THE PERSON OF THE PERSO

に十分に認識されているとはいえません。 すめられてきた実践と成果について、それらがすべての教職員すめられてきた実践と成果について、それらがすべての教職員いとりくみなど、部落解放運動や「同和」教育運動によってすい、社会にでていく子どもたちに対する「就職差別」を許さなや、社会にでていく子どもたちに対する「就職差別」を許さなを、教育現場に おける差別事件が 問いかける 課題に 応えること

問題なのです。 問題だけでなく、私たち一人ひとりの、差別の認識にかかわる問題だけでなく、私たち一人ひとりの、差別の認識にかかわる

いくことが求められます。て、教職員自らがそれぞれの差別と自己のかかわりをとらえて、教職員自らがそれぞれの差別と自己のかかわりをとらえて人権教育をすすめるにあたっては、あらゆる差別問題につい

そこから人権教育は確かなものとなっていきます。教育課題を見いだしていくところから教育実践が始まります。ないで、したたかに生きる保護者・人々の現実と生き方に学びの中で、したたかに生きる保護者・人々の現実と生き方に学びの中で、したたかに生きる保護者・人々の現実と生き方に学びをするいかがから、私たちの認識が糾され、鍛えられていき差別や疎外を受けている子どもたちとの深いかかわりをもつ

を当然のことのようにしてきました。は、きわめて消極的で、その「批准」を引き延ばすということ権」問題に かかわる この種の 「国際的なとりきめ」 についてり 日本政府は、民主的な運動の高揚を無視して、これまで「人

日教組・人権教育指針

漸進的無償化」の三項目を留保して)、女性差別撤廃条約批准「公休日の報酬」「ストライキ権の原則的付与」「高等教育のたとえば、 国際人権規約は 批准までに 一三年 (最も大切な

なことではありません。
には六年もかけているなどの実例がそれを示しています。しかには六年もかけているなどの不誠実な態度をとることさえ、決してまれい「整備」を怠り、その「国際的とりきめ」の精神を形骸化・可をしなければ、それが具体的有効性をもたないのに、それら丁をしなければ、それが具体的有効性をもたないのに、それら丁をしなければ、それが具体的有効性をもたないのに、それら丁をしないます。しかには六年もかけているなどの実例がそれを示しています。しかなことではありません。

はできています。 講じ、意図的にこの法律の実効を減少させるような策動をかさまいうならば、日本政府は国際的な流れに全く逆行する施策を国際人権条約批准と関連する「男女雇用機会均等法」につい

す。

「選択制」に しようとしている ことで 明らかでついてこれを「選択制」に しようとしている ことで 明らかでなる学校教育の平等」にかかわる「家庭科の男女共学必修」に得権を剝奪しようとしたり、文部省が「女性差別撤廃の基盤と得権を剝奪しようとしたり、文部省が「女性を開きれていた女性の既

- (4) 私たちが最も関心をもっている「子どもの権利条約批准」にくろうとする危険性があります。 しかし、政府の対応は日本に対する国際的批判できています。しかし、政府は早期批准をせざるをえない状況になっついては、これまでと違って、国内外の人権問題に関する運動くろうとする危険性があります。
- 廃=人権擁護の立場」に立ち切ろうとしないのか――について15 それにしても日本政府が、どうして、このように「差別の撤

とりくむ姿勢を求め、そして、まず何よりも学校教育の実践を主勢力を結集しつつ、政府に対し、人権擁護のために積極的に 通じて、人権の確立をめざしていかねばなりません。 真の「人権の確立・拡充」のためには、できるだけ広汎な民

践運動の中核となるため「人権教育指針」を定めると決定した 以上の基本的認識に立って、日本教職員組合は、その教育実

人権教育と日本社会の現実

- 又は社会的関係に おいて、 差別されない」 と 「自由と平等」 中に根強く温存されています。 種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的 のみならず「差別」は、実態的にも、心理的にも、日本社会の 「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」の相違による差別 「差別の撤廃」を明示していますが、 ここに 例示されて いる 憲法第一四条は「すべて国民は、法の下に平等であって、
- 差が歴然と現存しており、多くの国民にとっては、まさに空文 に等しいといわねばなりません。 ない」という内実は、現実社会にあっては、途方もない貧富の とりわけ、この憲法第一四条第一項中の「経済的に差別され
- また「帝国憲法」が「日本国憲法」に変わり、「天皇」の地

位も「元首」から「国民統合の象徴」に変わりましたが、国民 ています。そしてその対称的な位置に被差別部落を置いている ラルヒーの頂点に天皇をおくという)は、いまだに根強く残っ 大衆の中における「天皇制イデオロギー」(国民各階層のヒエ が、天皇制と必然的な脈絡をもちながら生きつづけています。 という思考(差別意識)も、 意識 されようが、 されて いまい

あることを 余儀なくされて います。 そして、 学校教育の中で は、この理念よりもはるかにかけ離れた「生活と教育環境」に た理念が示されて います。 にもかかわらず、 いま子ども たち 年の「児童癒章」という「子どもの人権と教育」に関する秀れ 追い込まれています。学校教育は、差別に満ちた現体制の補強 が最大に尊重されるという「差別選別」体制内に子どもたちは は、幼稚園から小・中・高・大といずれも学業成績が優秀だと ぞれのコースが、子ども・青年の将来の社会的地位、所得など 関係に位置づく指向もありますが、これとて本質的には、それ でことさら「個性の尊重」が強調され、スポーツ、多様な芸能 のために加担しているという側面を否定できません。その一方 いうことが第一義的に重視されており、そのコースに乗ること と有効に結びつくという価値観でのみ考えられがちです。 わが国においては、一九四七年の「教育基本法」、一九五一

まさに、それが学歴社会と呼ばれているわけです。しかもその 来それにふさわしい所得、社会的地位が保障されるのだという 「学校教育」に関わる社会通念が日本社会では支配的であり、 つまり、学校教育における一定のコースを経た者とそが、将

閉ざされていることに大きな問題があります。 就学の機会が経済的に恵まれない低所得の家の子どもたちには

外されてきました。 務化」以前に露骨にみられたように「学校教育」の場でさえ除 学業成績やスポーツ、あるいは多様な芸能などの教育に合わな とういう日本社会の中で支配的に存在する通念からみれば、 -その典型としての障害児・障害者は、一九七九年の「義

学校からの分離・分断された教育が一層強化されています。 また、「義務化」以降も本質において全く変わらず、地域の

母・保護者)の中には存在するはずもないものです。 関わる価値観は、本来的には、国民の一人ひとり(あるいは父 とういう日本社会における「学校教育」「子どもの教育」に 勉強ができても、できなくても、スポーツができても、でき

続けているのです。 観がゆがめられ、そのため、いま子どもたちの人権が抑圧され ている思想です。そういう本来的な教育にかかわる思想・価値 もとして、みんなそれぞれ平和に幸福な生涯がおくれるように なくても、他人に対してやさしい配慮がもてるそうめいな子ど -という「子どもに対する願い」こそ本来的に、国民がもっ

家庭・学校・社会の中で女性差別がまかり通っている状況にあ きました。戦後、法制度上では、男女平等が明記されたものの 前には家父長家族制度の中で徹底した良妻賢母教育が行われて 「男は社会、女は家庭」の性別役割分業意識は根強く、今なお 女性差別は歴史的・社会的につくり出されたものであり、

> かかわらず女性差別が改善されていません。 ります。特に労働の場では、女性たちの労働権確立の努力にも

造的に見抜く力量を、教職員がもたなければ、人権教育は有効 に機能しないということをまず知るべきです。 いかに周到、巧妙に用意されつづけてきたか、きているかを構 とのように、現日本社会体制において、「差別」そのものが

うな制度、施策においても明らかです。 な差別分断のしかけを用意しつづけているか、それは、次のよ 校教育の基盤になる教職員の労務管理において、どんなに巧妙 たとえば、特定の勢力がとの「差別体制」維持において、学

行規則、学校管理規則、給与条例の改悪などを背景にするとこ ているわけです。 別分断を受け、差別思想等によって差別体制の中に組み込まれ ための基盤になるところの教職員集団そのものが、すでに、差 賃金 ・ 労働条件 ・ 労働内容の格差が設定されています。また ろの「主任制」等々が強行導入され、「人権教育」を遂行する による「教育職以外」との賃金格差、さらには、学校教育法施 で援用されるという実例も存在しています。また、 によるところの「動評」が行われており、 定されていますし、さらに「初任給昇格昇給等に関する規則」 等々の規定によって、それぞれの職種に関する権能に差異が設 用・臨時雇用・非常勤、賃金職員)や職種による、さまざまな 「管理職等の範囲を定める規則」や「学校教育法」「教特法」 学校には、法律・条例・規則等で定められた「身分」(本雇 人権教育をすすめるにあたっては、 これが、 「人確法」 賃金にま

- 帯する運動の構築が重要であることを教職員集団として自覚す 私たち教職員への差別分断をはねかえせることから、ともに連 年にわたって周到に用意し、教職員にしかけた差別に教職員一 ることが大切です。 人ひとりが気づき、さらに反差別のたたかいと結びあってこそ
- 対する真の人権教育は成立しないというわけです。管理された 差別に鈍感な、それ故に管理された教職員集団では、子どもに ません。これらの状況をふまえ、不断に職場の民主化がはから れなければなりません。 教職員集団からは管理教育しか生まれず、人権教育は推進され つまり自己の生育歴に対する内省もなく、巧妙に配置された
- 子教育問題、平和教育、障害児教育、在日朝鮮人・中国人教育 の日教組運動や教研活動の総点検も必要となります。また、女 をはじめとする外国人教育、反差別人権教育など総合的な見直 しも必要です。 この人権教育推進のとりくみをしようとするとき、 とれまで

をはじめ各民主団体との緊密な連携も当然必要となります。 さらに反差別人権確立のためにたたかっている部落解放同盟

今こそ私たちは、人権感覚を磨き、おとな・子どもの区別な はらうべきときがきていることを実感すべきだと言えます。 、人間を人間として尊重し、豊かな社会形成に最大の努力を

人権に関する国際的潮流はどうなっているか

人権の歴史は、日本国憲法第九七条のいうように「人類の多年

な権利宣言(人権宣言)です。 にわたる自由獲得の努力の成果」の歴史であり、その記録が様々

た一九八九年一一月二〇日、国連総会は「子どもの権利条約」 月二日国際条約として発効しています。 を採択しました。八月三日批准国が早くも二〇ヵ国をこえ、九 国連で「子どもの権利宣言」が出されて既に三〇年が経過し

れた前文と三部五四条から成る、 は様々な相違があり、この「子どもの権利条約」中に盛り込ま 度、家族構造、慣習、育児方法に至るまで、それぞれ国内的に 世界各国には、民族問題、 経済問題、 環境、飢餓、教育制

- 差別の禁止
- 2 名前・国籍を得る権利
- 3 子どもの意見表明権の保障
- 4 難民の子どもの保護
- **6** 障害児の権利保障
- 7 経済的搾取からの解放 生活水準獲得の権利
- 性的搾取からの解放
- 虐待からの保護
- 武力紛争における子どもの保護

ぞれの国内事情をのりこえて、全会一致でこれを採択している ま実行するとなると大変な問題となるわけです。しかし、それ 等々の内容は、世界のいずれの国々においても、これをそのま

を出したことになります。 以上放置することはできないとする国際世論が、一致した結論 それは、国内事情よりも、子どもたちの「権利侵害」をこれ

消極的です。 裁措置さえ行われているところですが、日本政府は、これにも しようとする 南アフリカの アパルト ヘイト (人種隔離政策) 圧倒的多数者である黒人を圧倒的少数の白人が差別分断支配 人権に関する国際世論の、一つの水準を表すできごとです。 国際世論の中で批判されつづけており、国際的な経済的制

うことは、その論理と措置の延長線上においては、日本社会に 現存する このアパルトヘイトへの批判、経済制裁措置を徹底するとい

部落差別

障害者差別

在日朝鮮人をはじめとする外国人差別

アイヌ民族差別

女性に対する差別

その他諸々の差別

消に必然的に連動することになります。 を解消することになり、現日本社会の差別実態・差別意識の解

的な常識に反したものです。こうした「日本政府による差別と も参政権は保障せず、人権無視の指紋押捺を強制するなど国際 対応は、様々な格差を配置し、納税の義務は押しつけるけれど 在日朝鮮人をはじめとする在日外国人に対しての日本政府の

> 差別意識と排外思想を助長することに他なりません。 同化政策」は日本人の中にある外国人に対する(特にアジア)

ありません。 す。権力の側から「人権確立」などを積極的にすすめるはずも 覚に立って、 的に見抜き、権力の差別・分断支配に気付き、従って階級的自 る「人権」をめぐる状況です。 日本人は、日本社会の中に巧妙に仕組まれた「差別」を構造 これが極めて 図式的概括的に 見たわが国に おけ 権力と 対峙するという点で 未だ極めて 不十分で

数者が、圧倒的多数を支配しようとするところにあるのです。 あらゆる差別の「社会的存在意義」は、本質的には圧倒的少 以上の、状況認識に立って、日教組人権教育指針を定めます。

二、人権教育指針

ます。 境の現実に立ち、人権教育の推進について次のような指針を定め境の現実に立ち、人権教育の推進について次のような指針を定めどもの権利条約等に則り、日本社会の現状並びに子どもの教育環日本教職員組合は、日本国憲法・教育基本法・児童憲章及び子

忍飴 - 人権教育を推進するにあたっての教職員の基本的

- う自覚的認識にたちます。 わる者として、あらゆる予断・偏見・差別・抑圧を排するといわる者として、あらゆる予断・偏見・差別・抑圧を排するというは極めて重要な役割をもちます。私たちはその教育に直接携(1) 差別がなく、人権が尊重される社会を実現させるために、教(1)
- 主体的な任務であることを認識します。
 立ち、各職場、地域、家庭において、人権教育推進は教職員の立ち、各職場、地域、家庭において、人権教育推進は教職員の
 は、その理想を実現させなければならないという確認に
 人権の確立と拡充は、人類にとって究極の英知であり、二一
- ります。この自覚的認識を人権教育推進の基盤におきます。 差別意識の中で育ってきたという内省を必然的にもつことになる 差別の現実に深く学ぶとき、教職員は自らもまた差別構造・
- きる力量を、教職員は個人的・組織的に蓄積することに努めまきないほど荒廃していますが、その荒廃要因を構造的に分析で4) 子どもたちの教育をめぐる環境は、すでに放置することがで

努力します。 接不可分であることを自覚し、教職員の団結を促進するために接不可分であることを自覚し、教職員の団結を促進するために 子どもに対する人権教育は教職員自らの人権確立の闘いと密

す。

人権教育推進のための教育内容と方法の創造

ないでする。 被差別部落出身の子ども (1) 子どもの人権の確立のためには、具体的には、

障害をもつ子ども

両親や保護者・肉親のいない子ども在日朝鮮人をはじめとする外国人の子ども

アイヌ民族の子ども

女の子ども

貧困な家庭環境の子ども

る子どもその他諸々の被差別の状況にあることを余儀なくされてい

ねばなりません。 もに注目し、その「差別・抑圧」からの解放に、まずとりくま等々子どもたちの中でも、とりわけ人権が抑圧されている子ど

進路選択の自由は不可欠のことです。学力保障と進路保障へのに保障しなければなりません。さらに、社会的自立のためにはす。そのため教職員は、子どものなかま作りや自治活動を充分どもたち自らが力をたくわえ、自立して行くようにすることでどもたち自らが力をたくわえ、自立して行くようにすることでとのとりくみの重要な目的の一つは、被差別の状況から子(2)

な教育内容の創造に努めます。 ん。教職員は人権教育推進のための力量を不断に蓄積し、豊か子どもたちの 切実な 願いに充分応えて いかなくては なりませ

- (3) 現在の学校においても、子どもたちと教職員間の溝は非常に(3) 現在の学校においても、子どものもつ悩みの内奥や感性にまで迫り共して、教職員は、子どものもつ悩みの内奥や感性にまで迫り共して、教職員は、子どものもつ悩みの内奥や感性にまで迫り共して、教職員は、子どものもつ悩みの内奥や感性にまで迫り共して、教職員は、子どもたちと教職員間の溝は非常に感ができる実践を重ねるものとします。
- 場への支援をするものとします。
 人々と手を結んで人権教育をすすめることができるよう教育現人々と手を結んで人権教育をすすめることができるよう教育現人など手を結んで人権教育として用意し、教職員が地域のは、 教職員の自主編成による「人権教育」のためのカリキュラム
- (5) すべての子どもが生き生きとのびていく教育体制の確立のと(5) すべての子どもが生き生きとのびていく教育体制の確立のと(5) すべての子どもが生き生きとのびていく教育体制の確立のと(6) すべての子どもが生き生きとのびていく教育体制の確立のと(7) すべての子どもが生き生きとのびていく教育体制の確立のと(7) すべての子どもが生き生きとのびていく教育体制の確立のと(7) すべての子どもが生き生きとのびていく教育体制の確立のと

日教組・人権教育指針

の「人権教育の総括」を行うとともに、次年度以降の実践を一(6) また、各職場では、実践を充実させるために少なくとも年間

層充実させるものとします。

団体の研究会等に積極的に参加し、実践交流をはかります。研究集会(主催全朝教)等反差別のためにたたかっている民主は全国同和教育研究大会(主催全同教)・全国在日朝鮮人教育育に関する実践交流を活発に行うこととします。さらに教職員資部・県・全国教研・日教組主催の種々の研究集会で人権教

3 人権教育推進のための態勢づくり

- ためのセンター的役割をするものとします。り、人権教育指針にもとづく、各県教組・高教組の人権推進の(1) 日本教職員組合は、本部内に「人権教育推進委員会」をつく
- 「人権教育推進委員会」を設置します。(2) 各県教組・高教組本部並びに同各地区支部・分会にもすべて
- す。 造と具体的実践の推進・総括等の中心的役割をもつものとしま ③ この人権教育推進委員会は、人権教育に関する教育内容の創

るよう努力するものとします。また、校務分掌においても同様の発想に立つ推進態勢をつく

ます。 な、職場・地区支部・県教研で行うものとします。各職場・地区支部への活動並びに集会等に対し県本部から支援します。まい、職場・地区支部・県教研で行うものとします。各職場・地に、職場・地区支部・県教研で行うものとしますが、各段階での「推進委員会」は相互の連携を深めます。その実践交流での「推進委員会」は相互の連携を深めます。その実践交流での「推進委員会」は相互の連携を深めます。

(5) 民主団体との連携を一層強化し、ユネスコ等の国際的動向もふ 和教育研究協議会・部落解放同盟をはじめとする各研究団体、 まえ これらの団体からの人権教育推進にかかわる提起や保護者 ・地域の意見を 謙虚に 受け止め、主体的判断に立ち、 それを 「人権教育推進」の方法、内容に反映して行くものとします。 日教組・各県本部は、反差別のためにたたかっている全国同

日教組人権教育推進委員一覧

委員長

渡久山

輝(日教組)

副委員長 事務局長 委 員 岩 井 貞 長 源 修 雄(大阪) 身 (日教組) (北海道) (福島)

大久保 寺永福門小 西 寺 村 庄 篤 (三重) 好 (広島高) 造 (兵庫)

渡

部 向

良

(新潟高)

末

男 (東京)

田 権四郎 (高知)

松 博 (福岡高) 治 (長崎) (全同教委員長)

裕 康 雄 (〃 事務局長) 之 (日教組)

雄子 (" "

恭芳歳富 江雄 司

小 池 坂

小夜子(

事務局